

## 栗林公園使用料クレジットカード等収納業務仕様書

香川県（以下「甲」という。）が、受託者（以下「乙」という。）に委託する栗林公園使用料クレジットカード等収納業務（以下「クレジットカード等収納業務」という。）の内容等は、以下のとおりとする。

### 1 クレジットカード等収納業務の内容

#### (1) 対象

栗林公園使用料（上限なし、使用料項目に追加があった場合は対応すること）

- ・入園料
- ・駐車場使用料
- ・乗船料

#### (2) 納付方法等

乙は地方自治法第 231 条の 2 の 2 の規定による指定納付受託者となり、北門券売所、東門券売所、東門駐車場及び和船乗船券売所においてクレジットカード等収納業務に必要な収納手段をすべて提供すること。ただし、東門駐車場の収納はクレジットカードのみとする。

#### (3) 条件等

①栗林公園にて使用されている以下の全てのクレジットカード等で支払いができること。

- ・クレジットカード

VISA、MasterCard、銀聯、JCB、DinersClub、AMERICANEXPRESS、DISCOVER

- ・電子マネー

QUICPay、iD、nanaco、楽天 Edy、WAON

ICOCA、Kitaca、Suica、PASMO、tolCa、manaca、SUGOCA、mimoca、はやかけん

- ・QR決済

PayPay、AliPay+、WeChatPay

②取扱いが可能なブランドが付された他社発行のクレジットカード等の取扱いが可能であること。

③乙は、納付情報に基づき、月 1 回の立替払いを行う。

④手数料の支払いについて

- ・VISA、MasterCard、JCB、DinersClub、AMERICANEXPRESS、DISCOVER、QUICPay の手数料は後払いとする。
- ・銀聯及び、電子マネー（QUICPay を除く）、QR決済については、使用料から手数料を差引くものとする。

⑤乙は、立替払い等の前にクレジットカード等の利用件数及び利用金額などがわかる資料を甲に提供すること。

⑥手数料は、使用料に契約により決定した手数料率を乗じた額とし、円未満に端数が出たときはこれを切り捨てるものとする。

⑦クレジットカード等収納業務に必要となる支払データは、別途、提供する。

⑧現在運用中であるクレジットカード等収納業務に係る POS システムへの連動実績を有する端末であること又は、連動実績が無い場合は当該システムの改修及び、連動試験に要する費用等は乙の負担とし、業務開始日前日までに改修及び連動試験を完了すること。

#### (4) 年間想定利用額（クレジットカード等払い）

・クレジットカード：2,650万円程度（令和6年度実績：2,640万円程度）

・電子マネー：750万円程度（令和6年度実績：740万円程度）

・QR決済：2,650万円程度（令和6年度実績：2,610万円程度）

なお、想定利用額については、実績と異なる場合も考えられるが、受託者は異議の主張ができないものとする。

#### (5) 納付情報の保管

乙は、収納業務に係る資料を書面又は電磁的記録により8年間保存する。

#### (6) 個人情報の保護

乙は、収納業務で知り得た個人情報の漏えいの防止その他個人情報の適切な管理を行わなければならない。

#### (7) 連絡体制

乙は、トラブル発生時の担当者を指定するとともに、連絡体制を整備すること。

## 2 報告及び検査

甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、収納業務の履行状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

また、代理納付に関する乙の帳簿、書類その他の物件等の検査を行うことができる。

## 3 経営状況の報告

甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、財務諸表及び連結財務諸表により、経営状況の報告を求めることができる。

## 4 その他

仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、甲乙両者協議の上対応すること。